

入札公告例(事後審査・郵送方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇

入札に付する工事の概要に関する事項		
工事年度・工事番号		〇〇第〇号
工事名		〇〇〇〇工事
工事場所		〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要		延長〇〇メートル 幅員〇〇メートル 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
工期		【注1】 (A) 〇〇日間(〇〇 年 月 日まで)
工期		【注1】 (B) 〇〇日間
着工期限日		〇〇 年 月 日まで
工期		〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日まで 【注1】 (C)
本工事は、フレックス工期による契約方式(任意着手方式)を適用可能とする工事である。		【注1】 (B)
本工事は、フレックス工期による契約方式(発注者指定方式)を適用可能とする工事である。		【注1】 (C)
予定価格		〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
予定価格(税抜き)		〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く。)
予定価格		事後公表
予定価格(税抜き)		事後公表
最低制限価格		設定有り・事後公表 【注3】 (A)
調査基準価格		設定有り・事後公表 【注3】 (B)
施工形態		単体企業
本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領(平成21年11月4日制定)に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。		【注4】
本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。		【注3】 (B)
本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。		【注5】 (A)
本工事は、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象工事である。		【注5】 (B)
支払条件		前払金 有・無 有(ただし、1件の契約金額が100万円以上となる場合に限る。)
		中間前払金 有・無 有(ただし、1件の契約金額が100万円以上となる場合に限る。)
		部分払 有・無
契約の保証		要・不要
議会の議決		要・不要
各会計年度における請負代金の支払限度額		【〇〇 年度 請負代金の約〇〇%の金額】 【〇〇 年度 請負代金の約〇〇%の金額】 【注6】
本工事の前払金及び中間前払金は、翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて契約会計年度に支払うものとする。ただし、契約会計年度における支払限度額の範囲内に限る。		【注15】

入札に参加する者に必要な資格に関する事項		
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。		
建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。		
和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。		
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。		
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。		
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。		
格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。		
談合等による損害賠償請求を和歌山県からを受けていない者であること。		
本件工事に係る設計業務等の受託者又は受注者でないこと。		
以下に定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出		
同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されうと認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② 一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合 ③ その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合		
対象業種	和歌山県の発注する建設工事の右の業種の	土木工事業等 入札参加資格を有する者であること。
【ランク等】 格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクが○ランクであり(入札参加可能ランク欄に○のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に○が含まれていれば該当する。)、かつ対象業種欄に示した業種の総合点数が○○○点以上であること。		
【地域要件】 和歌山県内に主たる営業所を有する者であること。		
建設業法に基づき、対象業種欄に示した業種の特定建設業の許可を受けている者であること。		【注7】 (A)
【実績条件(施工実績)】 ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績を有すること。		【注8】
○○工事の監理技術者を専任で配置できる者であること。		【注7】 (B)
契約金額が○○万円以上となる場合は、建設業法第26条に規定する専任の技術者を配置できる者であること。		【注9】

入札参加手続等に関する事項	
本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。	
技術資料作成要領は、入札情報システムに掲載する。	【注10】 (A)
技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。 ・交付期間 ○○ 年 月 日()から○○ 年 月 日()までの休日等を除く日の午前10時から午後4時まで ・交付場所 ○○市○○○○ ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○○-○○○(直通)	【注10】 (B)
設計図書等は、入札情報システムに掲載する。	【注10】 (A)
設計図書等は、下記の閲覧期間及び場所等で閲覧するものとする。 ・閲覧期間 技術資料作成要領の交付期間に同じ。 ・閲覧場所 技術資料作成要領の交付場所に同じ。	【注10】 (B)
・設計図書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を持参すること。	【注11】

設計図書等に対する質問及び回答	
受付期間 ○○ 年 月 日 () から○○ 年 月 日 () までの○日間	
受付方法 実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。	
受付場所 ○○市○○○ ○○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ (直通) ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○ e-mail ○○○○@pref.wakayama.lg.jp	
回答予定日 ○○ 年 月 日 ()	
回答の閲覧方法 入札情報システムに掲載する。	【注10】 (A)
回答の閲覧方法 上記受付場所に掲示する。	【注10】 (B)
現場説明会は、行わない。	

入札等に関する事項	
入札書等の提出期間及び提出先	提出期間 ○○ 年 月 日 () から○○ 年 月 日 () まで 提出先 〒○○○-○○○○ ○○市郡○○○○ 和歌山県○○振興局建設部○○課
入札書等の提出について	
入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。	
封筒に入札書等を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(経常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(経常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。	
調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者は、低入札要領に基づく低入札価格調査意向確認書を入札書に添付するものとする。	【注5】 (B)
入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。	
入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの下記「封筒の記載例」に示す郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす	
<封筒の記載例> 〒○○○-○○○○ ○○郵便局留 和歌山県○○振興局○○部○○課 行 開札日 年 月 日 工事年度・工事番号 ○○年度○○第○○号 工事名 ○○工事 工事場所 ○○市○○町○○地内 商号又は名称 建設業許可番号 担当者の所属及び氏名 担当者連絡先(電話番号) 担当者連絡先(ファクシミリ番号)	
提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。	
一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。	
実施要領第10条の2に掲げる入札書は不受理とする。	
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
開札日において、実施要領第12条第1号から第10号までのいずれにも該当しない者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。	【注12】
実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。	

開札等に関する事項	
開札は公開とする。	
開札日時	○○年 月 日 () 午後○時から
開札場所	○○市○○○○ ○○会館○○会議室
開札状況の公表予定日	○○ 年 月 日 ()
落札予定日	○○ 年 月 日 ()
入札結果の公表	落札決定後速やかに。

公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。	【注10】 (A)
公表方法	開札状況及び入札結果は、発注機関において閲覧により公表するものとする。	【注10】 (B)

審査に関する事項	
入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術資料により行う。	
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

低入札価格調査に関する事項	
開札後、低入札調査基準価格を下回っている者には、低入札要領に基づく関係様式の提出を求めるものとする。	【注5】 (A)
入札書等の提出時に低入札価格調査を受ける意思があるとして低入札価格調査意向確認書を提出した者は、入札情報システム等で公表される入札経過書において、調査基準価格を自ら確認し、自己の入札金額が調査基準価格を下回っている場合には、開札状況の公表日から起算して3日以内(休日等を除く。)に低入札要領に基づく調査様式を提出すること。	【注5】 (B)
調査様式の提出について	
提出方法	直接持参の上提出すること。
提出場所	設計図書等に対する質問の受付場所と同じとする。

総合評価に関する事項		【注3】 (B)
落札者の決定方法		
入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者は除くものとする。		
入札執行者は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。		

落札者の決定方法に関する事項		【注3】 (A)
予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とする。		

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者(共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。)が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。 ただし、仮契約を行うものについては、落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき、又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	
低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。 ・契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。 ・土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。	【注3】 (B)
本件入札は、○件の工事の入札を1つにまとめて執行するものである。落札決定後、契約書は工事毎に作成するものとする。	【注13】
落札決定後、入札公告で示した消費税及び地方消費税の税率と異なる税率が適用される契約については、後日、適用される税率による契約又は契約の後に変更契約を行うこととする。	【注14】

注意事項	
工事費内訳書の様式については、和歌山県ホームページ「公共工事等入札・契約関係様式集」(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/n-style/)に掲載する。	
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。	
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、フレックス工期の適用に伴う着工日通知書を併せて提出すること。	【注1】 (B)
この公告に関して訂正事項がある場合は、○○ 年 月 日()までに入札情報システムのこの公告案件の添付ファイル一覧に「訂正のお知らせ」として掲載する。	

この入札公告における用語の定義
「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム (https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/) をいう。
「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。
「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体をいう。
「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)をいう。
「実施要領」とは、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成18年6月1日制定)をいう。
「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。
「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。
「入札時に提出を求める技術提案」とは、総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類をいう。
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費を記載した工事費内訳書、入札時に提出を求める技術提案(総合評価を行う場合に限る。)及び意向確認書(低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。)をいう。
「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事】(令和元年5月23日制定)をいう。

- 【注1】 フレックス工期による契約方式の対象としない工事の場合は(A)を、フレックス工期による契約方式(任意着手方式)の対象とする工事の場合は(B)を、フレックス工期による契約方式(発注者指定方式)の対象とする工事の場合は(C)を選択して記載する。
- 【注2】 予定価格(税抜き)1億円未満の場合は(A)を、予定価格(税抜き)1億円以上の場合は(B)を選択して記載する。
- 【注3】 最低価格落札方式の場合は(A)を、総合評価落札方式の場合は(B)を選択して記載する。
- 【注4】 連絡調整会議対象工事の場合に記載する。
- 【注5】 総合評価落札方式で低入札価格調査の意向確認設定案件ではない場合は(A)を、総合評価落札方式で低入札価格調査の意向確認設定案件である場合は(B)を選択して記載する。
- 【注6】 債務負担の場合に記載する。
- 【注7】(A) 予定価格(税抜き)7,000万円以上の土木一式・建築一式・電気・管工事の場合に記載する。
- 【注7】(B) 予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式・建築一式・電気・管工事の場合に記載する。
- 【注8】 予定価格(税抜き)5,000万円以上の土木一式・建築一式・電気・管工事などで企業の施工実績を求める場合に記載する。
- 【注9】 予定価格4,500(建築は9,000)万円以上で別途専任の技術者の配置を求めない場合に記載する。
- 【注10】 入札情報システムを使用する場合は(A)を、入札情報システムを使用しない場合は(B)を選択して記載する。
- 【注11】 設計図書等を電子媒体で配布する場合に記載する。
- 【注12】 予定価格5億円以上で1回目の入札の場合に記載する。
- 【注13】 合併入札の場合に記載する。
- 【注14】 実際の契約において入札公告で示した消費税率と異なる消費税率が適用となる可能性がある場合に記載する。
- 【注15】 工期が1年未満であり、かつ、翌年度に渡る場合及び契約会計年度に翌会計年度分も含めて支払う旨を設計図書で定めている場合に記載する。